

表1 視察調査要約(従事者調査):地域の概況

No.	自治体名 (地区名)	1.生活圏域の外的な規定要因				地縁的 組織	住民の つながり	永住志 向	交通手段	外出の しやすさ	合併後の問題	コメント
		人口(人)	高齢化 率	地理的 発生経緯	地域特 性							
1	福岡県F市	290,000	19.40%	市内を 新幹線 縦貫	第一次:6% 第二次:27% 第三次:67%	有(中高年は 身近なところ で)	有	徒歩 ・車		合併なし	平成15年に保健福祉センターを整備、保健担当課フレキシブル・フラット制	
2	S区(全域)	804,699	16.80%	都市計画		有(町会等)	有	徒歩・ 電車・ 車	良い		古くからの地域と駅周辺の新興地域とが混在	
3	横浜市K区	21,750	11.90%	都市計画	工業	自治会、 民生委員	高齢者 ほど永住 志向強 い	徒歩・ 電車・ 車	団地エシ ペーター 無、駅遠 い	合併なし	25年前に開発されたまち、交通事情が悪く、バリアフリーの観点が無い、娯楽施設無し、年々人口減少、高齢者も参加できる循環型社会を目指すNPO活動が展開される、そこでの行政の役割が課題	
4	埼玉県H市	65,000	16.30%	都市・ 農村	農業	有(行政区ご と、農村部は 薄い)		徒歩・ 自転車	課題あり	昨秋合併協議会解散、合併予定有	駅前商店街の再開発が課題。	
5	福井県F市	252,104	20.50%	都市計画		有(町内会)	有		良い	合併なし	精神障害者に対する医療保健福祉サービスは保健所単位が適当。今後市町村単位のサービスは社協・生活支援センター等、その連携・指導が行政のサービスとなろう。	
6	福井県H町	24000 (人口密 度 984.16)	18.30%	都市	第二次・三次 産業が97%	有(婦人会、 壮年会、子ど も会、老人クラ ブ)	有		課題あり	合併なし	公共交通機関は少なく、各自車一台保有。道路は整備。課題:ライダー不在。集落ごとの生活圏があり、それらを考慮に入れたサービス提供がなされている。住民の自主的活動は行政のサポートがかなりあり、成り立っている。	
7	和歌山県I市	70,000	20.20%	地方都 市	梅栽培、加 工	町内会 83箇所	有	車	不便 1 本/時	合併予定		
8	大分県K町	19,040	27.20%	混合型	第一次:20% 第二次:22% 第三次:57%	有、新住民の 受け入れ良い	有			合併なし		
9 10	熊本県A町	18,000	27.20%	農漁村	お茶・米・焼 酎	有 (地区行 事)	有	バス・車		合併有 旧役場窓口のみ	30年間の健康講座等により住民ニーズの把握、人脈(住民・行政内)づくり、地域づくり、住民活動支援地区の公民館と活動拠点が身近で無理のない自主活動にしている。	
12	沖縄県I市	3,889	19%	離島	第一次:12% 第二次:20% 第三次:67%	有	有	徒歩 ・自転車	課題あり	合併は白紙	生活や行政を大切に「さりげなさ」が、都会にはない古くて良い日本の風土を守っている。このようなコミュニティケーションづくりを目指すのか、しがらみのない行政サービスに期待が大きいのかで、生活に根付いた範囲を設定した後での行政のアクションの起こし方が運ってくる。	

表2 視察調査要約(住民調査):住民のとらえる生活圏

No.	自治体 (地区)	住民特性		日常的な生活圏		まれない行動範囲		身近な範囲		コメント	
		性別	年齢(歳代)	手段	行動範囲	手段	行動範囲	手段	行動範囲		
1	福井県H町	高齢者	女	60	徒歩	15分	徒歩	20~30分	徒歩	10分	保健サービス利用は徒歩30分、交通の便が悪い。地域・町内会・老人クラブの活動に参加
2	熊本県A町	高齢者 (民生委員)	女	70	徒歩	5~6分		殆ど通出しな い	車	15~20分	老人施設を市街地に要望。消防団、ボランティア等は連携を深め、災害時に一人暮らし高齢者の救援が重要
3	沖縄県T町	高齢者	男女 2人	70	徒歩 自転車	30分 15分	フェリー	40分	徒歩	15分	人と人との交流を好む。近隣で一日でも顔をみない人があれば、気になり訪ねていく。サービスに対して寛容さはなく、人の手でカバーしている。行政の関与が少くないなりに、住民の団結力は自然と強まっている。
4	横浜市K区	高齢者	女 2人	60	徒歩 自転車	10分、1000m ~3000m	徒歩と 電車	50分	徒歩 自転車	15~30分	地域の暮らしやすさ・普通通～やや悪い。地縁的組織の役員などをきっかけに行政職員と出会う、街づくりに関心、ハード面の不 便さ、住民活動のソフト面補完
5	福井県F市	障害者 (精神)	女	40	徒歩				徒歩	30分	一人暮らしの精神障害者、閉じこもり傾向、生活圏は30分の範 囲(徒歩・自転車)
6	熊本県A町	障害者 (身体)	女 2人	50	車	5分	車	20分	徒歩	15分	障害者は合併により仲間が増える。近隣との交流は少ない。障 害者同士の仲間づくり、行政とのかかわりが課題
7	埼玉県H市	障害者 (身体)	女	50	徒歩	10分	車	20分	徒歩	5分	壮年期の脳血管障害者は数も少なく、仲間が得にくく、殆どの 家にもつた生活、家族のサポートで外出が可能
8	和歌山県T市	障害者家族 会役員	男 5人				車 自転車	10分~40分 15分			
9	大分県K町	母子	女	40		20分 /2,000メートル	車	30分	車 徒歩 自転車	15~20分 20分 15分	

表3 視察調査要約(住民調査):住民同士のつながり

No.	自治体 (地区)	住民特性		地域的組織とのかかわり	地域での交流拠点	日常的なコミュニケーション	地域の人々のまとめ
		性別	年齢(歳代)				
1	福井県H町	高齢者	女 60	隣組・町内会(祭り旅行、レクリエーション)・老人クラブ		安否を尋ね気軽に相談	有
2	熊本県A町	高齢者 (民生委員)	女 70	町内会(行事に参加)	公民館	住区内、立ち話	旧町村のつながり強く、 新町全体のまとめありなし
3	沖縄県T町	高齢者	男女 2人 70		離島交流センター、公民館	安否を尋ね気軽に相談、 一日会わないと訪ねる	有:まとめざるを得ない
4	横浜市K区	高齢者	女 2人 60	町内会、自治会	コミュニティハウス、 学校、地区センター	ボランティア仲間、デイサー ビスのお手伝い、まちづくり 活動、生涯学習	希薄
5	福井県F市	障害者 (精神)	女 40	なし	集落センター	殆どない	
6	熊本県A町	障害者 (身体)	女 2人 50	隣保班の葬式の手伝	なし	近所で立ち話	最近なくなってきた
7	埼玉県H市	障害者 (身体)	女 50	なし	保健センター	月一回の失語症リハビリ 教室のみ	わからない
8	和歌山県T市	障害者家族 会役員	男 5人			町内会、地区外で挨拶、 安否を気軽に相談	
9	大分県K町	母子	女 40	自治会・町内会	保健センター、公民館、 学区(19)	PTA、所づきあい	有:お祭り好き 町内会の集まり

表4 視察調査要約(従事者調査):住民の自主的な活動

No.	自治体名 (地区)	テーマ	メンバーの特性	きっかけ	活動内容	活動拠点	活動範囲	現在の活動範囲	生活圏との関係	行政のかかわり	促進要因	行政への参加等	地域への影響・効果
1	福島県F市	自主運動グループ	中高年の婦人	基本健康診後のフォロー	運動	保健センター、支所、公民館	支所、公民館	分割したい	市内全域は保健福祉センター、支所は生活圏と一致	自主グループをつくりの支援	リーダー、目的共有、行政の支援	健康プランの推進	
2	S区(全域)	地域支援あい活動	民生委員、老人大学卒業生	保健計画策定時の意見を反映	手工芸、おしゃべり、お茶、ゲーム、体操	区の施設、リーダー宅	区地域	500m四方	ほぼ一致	なし	リーダーの存在、リーダーは各営業的、社協の専属職員・補助金・権利意識		平成10年度(57箇所)から平成11年度(263箇所)に拡大、高齢者の閉じこもり予防
3	横浜市K区	まちづくり	会社員、主婦	街の調査、研究、NPO	まちづくり、福祉活動		地区	隣接地区拡大	ほぼ一致		行政の呼びかけ、バックアップ、人材が住民、お互いで支えあう意識	ケアプラザ所長、コーディネーター、区行政職員	男性会員、小学生、新任の先生へアプローチ
4	埼玉県H市	健康づくり推進員の自主活動	各団体の代表+賛同者22名	計画策定にむけた学習会	サロンづくり	地区の自治会館など	各地区	適当	ほぼ一致	毎年1回の会合、推進員の活動の視座づくり	住民との学習会の開催、健康プラン作成に参画		住民のつながり強化
5	福井県F保健所	ボランティア	70名、50~70代の女性多い	講座受講者が修了者が自発的に	病院のデイケアに参加、定例学習会		管内地域	適当	ほぼ一致	行政は会長の活動の視座づくり相談役	会長のリーダーシップ		良い影響を及ぼしている。
6	福井県H町	高齢者の会	60歳以上の男女	ウオーキング	ウオーキング、草野、野菜づくり、サロ	保健センター、支所、公民館	全市的			場所の提供・周知・活動企画の相談	車のある人が参加		健康・運動についての意識の向上
7	和歌山県T市	ひきこもり支援	ひきこもり検討委員会	住民からの要望	相談	市役所	市内全域		ほぼ一致	行政へ意見	役割の分担、他地域との交流		家族が他の子どもへも配慮
8	大分県K町	育児グループ(わらべの会)	子育て中の親20名	母親の訴え	イベント、ピクニック	健康増進室	全市的	適当	一致	事務的なこと、枠だけつくる	気のあった仲間、女性特有のグループ化は課題か?	今後可能	友達づくり、PTAIにつながる
9	熊本県A町	食改活動	受講修了者	合併	学校での調理実習指導		学区		各旧町村単位	相談相手事務局	リーダー、無理のない活動、他メンバーの活動、住民の評価	健康プラン策定委員	
10	熊本県A町	いきいきサロン	高齢者	他市で運動普及推進員をしていた高齢者の声かけ	ストレッチ・リズム体操	地区公民館	地区内	適当	ほぼ一致	町の広報で紹介	地区公民館、少人数でもOKとされている		男性の料理教室へ発展
11	沖縄県T町	ボランティアグループ	非常勤老人相談員	配属サービスを始めた	デイサービス、行事協力など	集落	5集落		ほぼ一致	有り、保健師、社協	一人一人の生活スタイルの尊重、得意なことをする、自然成り行き、地域行事優先、異世代間交流		この活動は住民に知られている。この活動に限らず相互扶助が成熟している
12	沖縄県I市	障害児をもつ親の会	幅広い年齢層の親	親からの要望	仲間づくり、交流、行政や学校への要望	地域	市内地域とその周辺の町	適当	ほぼ一致		ボランティアを仲間にし地域にアピール、会に欠かさないリーダー的存在	母子保健計画策定委員会のメンバーになり参加	ボランティアを名乗り出、資金援助もある

表5 視察調査要約(従事者調査):保健福祉サービスの提供

No.	自治体名 (地区名)	保健福祉サービスの提供				サービスの範囲と生活圏域との関連性	
		保健サービス		福祉サービス			
		種類	提供拠点	種類	提供拠点		
1	福島県F市	母子保健、成人保健、健康づくりなど	保健福祉センター	障害福祉	保健福祉センター	有(自主グループをつくり支援)	保健福祉センター1箇所、支所16箇所
2	東京都S区						高齢者がひとりで行動できる範囲及び来所方法を考慮、活動能力が低くても経済的にゆとりのある者はタクシーを活用し活動範囲は広い、公共のバスも最低料金の範囲であれば利用されている
4	埼玉県H市	健診、相談、教室	保健センター	教室、リハビリ	自治会館	有(教室、サロンは住民が中心で行政はサポート)	自治会館でのサービス提供
5	福井県F保健所	相談、講演会、ボランティア養成講座	保養所	サロン、社会復帰	社協	有(事業計画、計画策定に参加)	徒歩で利用できる公共交通機関がある
6	福井県H町	相談、教室、健診、リハビリ	保健センター	相談、リハビリ	自宅、役場保健センター	あまりない	距離、家族状況を捉え企画考慮している。考慮している障害者にはできないだけ訪問
7	和歌山県T市	健康審査、相談	市民総合センター	相談、健康教育	市民総合センター 公民館4箇所		送迎を行うか地域へ出向き実施
8	大分県K町						
9	熊本県A町	各種健康講座(学童・青年・婦人)	保健センター 地区の集会場	相談、教室、ヘルパー派遣	役場、家庭	住民の意見を聞きながら企画	健康講座は生活圏に合わせる
10	沖縄県T町	健康審査	町役場、出前	介護保険	町役場	有	島ごと
11	沖縄県I市	健康審査、検診、相談	公民館、保健相談所	育児教室	集会センター	有	送迎や場所の設定、交通の便などの考慮

表6 視察調査要約(住民調査) 3.保健福祉等のサービス利用

No.	自治体 (地区)	住民特性		保健サービス			福祉サービス			医療サービス:かかりつけ医			医療サービス:病院			行政職員等とサービス	
		性別	年齢(歳)	種類	アクセス	手段	満足度	種類	アクセス	手段(分)	満足度	病 院	ア クセ ス	手 段(分)	満足度	行政職員等とサービス	
1	福井県F町	高齢者	女	60	教室	悪い	徒歩30分	良い	なし	なし	なし	なし	なし	バス40分	まあまあ	なし	
2	熊本県A町	高齢者 (民生委員)	女	70	老人健診・相談	良い		まあまあ	なし	なし	なし	有	徒歩5分	まあまあ	まあまあ	なし	
3	沖縄県T町	高齢者	男女 2人	70	検診			ほぼ100%	なし	有	有	診療所		自転車 5分、車で 30分			
4	横浜県K区	高齢者	女 2人	60	保健センター		自転車 40分	悪い	良い	自転車 5分 10分		有		自転車 5分 10分		有り(区役所職員、 NPO法人、ケアプラ ザ所長)	
5	福井県F市	障害者 (精神)	女	40	家庭訪問・相談	良い	15分	まあまあ	なし	なし	なし	有		徒歩30分		なし	
6	熊本県A町	障害者 (身体)	女 2人	50	リハビリ教室	良い	送迎バス 5分	大いに満 足	ホームヘル パー		まあまあ	有	徒歩5分	まあまあ		なし	
7	埼玉県H市	障害者 (身体)	女	50	リハビリ教室 (失語症)	悪い	車10分	まあまあ	なし	なし	なし	有	車10分	まあまあ			
8	和歌山県T市	障害者家 族会役員	男 5人		ひきこもり家族 会	まちま ち	県外から の参加者 あり	大いに満 足	なし	なし	なし	有	車 10分 20分			教室の中でプログ ラムについて相談 する程度	
9	大分県K町	母子	女	40	健診・相談	良い		全般的に	良い	良い	良い		徒歩			良い	

都市社会学から捉える日常生活圏と公共的課題解決のあり方

分担研究者 渡戸一郎 明星大学人文学部教授

研究要旨：都市社会学的な観点から日常生活圏を捉えるには、圏域にたいして空間的アプローチと人々の情報・コミュニケーション・アプローチの2側面からの接近が必要と考え、まず、各種制度における生活圏の考え方と地方行政の動向とそれを支える社会科学の諸理論を概観した。これを基に今後地域において日常生活圏域を設定する際に考慮すべき社会的な要素の整理を行った。要素として生活構造・生活問題の個別化、地域社会の多次元・複合化、公共的課題とその充足・達成・解決の仕組み、公共空間・公共圏、市民的公共性を提示した。

はじめに

日常生活圏域と住民参加による保健福祉の行政サービスの提供体制設定といった地方行政のあり方を検討して行くに当たり、生活に関連するさまざまな制度において、制度設定の基本圏域はどのように設定されているのか、さらに、今日のローカル・ガバナンスの動向について概観する。このことにより、日常生活圏域と市民参加による公共的課題解

決のあり方及び地方行政のあり方に関して検討していく上での課題の整理を行う。

1. 各種制度上の「日常生活圏域」の設定
 行政サービスの関連して、幾つかの領域において設定されている圏域について列記した。

分野	圏域名	圏域設定の考え方	出典
学校	小学校区 中学校区	通学距離 概ね4km 概ね6km（人口13,200人に一校、自治省試算）	義務教育諸学校施設費 国庫負担法施行令
スポーツ施設の整備指針	地域施設（多目的運動広場、地域体育館、プール等）	市区町村は人口や小・中学校区などをもとに、その実情に即して地域の範囲を設定するものとする。	保健体育審議会「21世紀に向けたスポーツの振興について（答申）」 [H元年]
保健医療圏	一次保健医療圏 二次保健医療圏	区市町村の区域（市制：人口5万人） （平均で人口35万人）都内13圏域	東京都保健医療計画 [H14年度改定]
地域福祉推進の3つの圏域	日常生活圏域 ＝ 区市町村圏域 都圏域	一人ひとりの具体的なニーズに即して、基本的なサービスが総合的に提供される住民に最も身近な基礎的な圏域 ・ 在宅介護支援センター（一箇所）	改定版・東京都地域福祉推進計画

		人口 12,500 人程度)	
都市計画マスタープラン上の圏域設定	地区単位の計画策定	地勢、道路、学校区、駅勢圏、地域特性（市街地形成過程、土地利用上のまとまり）、人口のバランス、住民の意向の反映のしやすさ、市の施策の理解を得られやすさ、地域の現況把握のための各種統計データの処理のしやすさ	都内各市の都市計画マスタープランより抜粋

この他、日常生活の安全に不可欠な公共サービスである防犯のための交番の設置や警察の基本的な所管地域（方面）、防災のための消防署の設置基準、あるいは住民の身近で相談に応ずることが規定されている児童民生委員の担当地域等がある。

2. ローカル・ガバナンスをめぐる動向

1) 地方分権から地域分権へ

行政権限を国から都道府県へ、都道府県から市区町村への行政内分権化が進められている¹⁾。また、市町村の権限を履行するために自治体の行財政基盤を整備するという一方で、市町村合併の動向とも連動するものである。さらに市町村以下の行政区において近隣自治体としての「地域自治区」あるいは「市民自治区」等を創設する動きも見られる。これらは区は国の要請にもとづく義務的事務は一切所管しないで、地域住民の要請にもとづく任意的事務のみを所管する「純粋な」自治体になる可能性のあるものである。また、憲法上の地方自治の制度保障を受けないため、住民の民主的代表機関としての制度設計には広い選択の余地が生じると考えられる。

2) New Public Management (新公共管理論)

New Public Management (新公共管理論) のうねりの中で、諸種の行革手法が包括される動向が見られ、永戸²⁾ は企画部門から執行部門を分離し、企画部門は業績目標を書

き込んだ契約によって執行部門を統制し、執行部門には業績達成に必要な経営裁量を付与する等の目標管理と実践現場での自由裁量を拡大した行政手法が採用される動向を紹介している。深刻な財政危機の下で、市場競争原理を導入した制度設計が危機打開に有効だとの確信にもとづくものである。一方、西欧諸国ではこの市場原理の導入の行き過ぎに対する見直しも開始されてきている。

3) NPO や地域住民との「協働」(パートナーシップ) にもとづく「新しい公共性」論

「協働」とは異なる主体が、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、共通の課題の解決社会的目的の実現に向け、協力することである。公共性論を背景に、特に都市部においてはNPOが数多く誕生し、NPO内での協働をはじめ、NPOと行政との協働が積極的に展開されてきている。NPOの存在は行政サービスか民間サービスかの二者択一の発想を脱却させるものであり、地域生活圏における小回りの利くサービスは地域におけるサービスのあり方への参画も見られるようになってきている。しかし一方で、川村³⁾ は「パートナーシップが新たな縦割りを生み、負の相乗効果をもたらしている」と指摘し、パートナーシップそのものが制度化される傾向にあり、これに対する批判的再構築も求められるところである。また、そもそもの「参加」論の見直しも必要と考えられている。

4) Social Capital (社会関係資本) 論 (パトナム 1993 ; 2001)

地域のあり方を考えて行く上ではパトナムらが提唱する Social Capital (社会関係資本) 論に着目することも有効である。藤井⁴⁾は Social Capital (社会関係資本) とは社会組織にある信頼・規範・ネットワークであり、互酬性のある規範と結びつくことで、とりわけ水平的で、異質なものともつながりうる弱連結である。このような結びつきのある市民的積極参加のネットワークとして立ち現れる社会的信頼は、長期的な歴史のなかで構築されてきたものであり、ある種の文化レベル(市民文化) でとらえられる Social Capital であり、これは与件としての social capital といえるものである。Social Capital (社会関係資本) 論とは、これらの要素を含む諸活動が調整され活発化することによって社会の効率性が改善できとするものである。

この Social Capital (社会関係資本) 論に対して、渋谷⁵⁾は Social Capital 論は全体として、社会的排除ないし社会的階層格差という視点が希薄であり、社会的排除を生み出すマクロな要因を不問にしている、と批判している。

5) 社会的経済論：協同組合、共済組合、労働組合+NPO

NPOと並ぶものとして、富沢⁶⁾は営利を目的とする社会的経済組織ではなく、社会的な目的を実現するために経済活動を行う開放的、自立的、民主的な組織として協同組合を取り挙げ、特にワーカーズコープ(従業員が所有し管理する協同組合)をその重要な一形態として位置づけている。ワーカーズコープの原則の骨格は、①形態(そこで働く人々が所有し管理する協同組合)、②内容(労働者が主人公として資本を用いている協同組合)としている。諸外国の先行事例としてスペインのバスク地方のモンドラゴン協同組

合があり、それは次の2点を基本原則(1987.10)として提示していることを紹介しておこう。

- (1) 経済組織における労働主義：生産要素のなかでの労働の優越性(労働の尊厳・協同化、報酬連帯性)
- (2) 社会連帯性：地域性と国際性、公共性と連帯性

6) アソシエーションリズム (P.ハースト)

篠田⁷⁾はガバナンスと市民社会の公共化について論じる中で、自由で自律的な多元的主体による多元的・多層的ガバナンスによるアソシエーティブ・デモクラシーをめざすことを述べている。アソシエーション・デモクラシーとは共同体(選択と退出の権利があり、デモクラシーを担保する)を有しながら相互行為、交渉から成り立つ「コミュニケーション」としてのデモクラシーであり、「コミュニケーション」は「ボイス」と「チェック」を伴うとしている。

アソシエーティブ・デモクラシーとして、国家の多元化と市民社会(交渉によるガバナンスの空間)の公共化(政治化、：家の機能の市民社会への委譲)をめざし、公的・私的領域における法人諸団体(市民諸団体、ネットワーク、企業、協同組合、経済団体等)の民主的なガバナンスをめざす(社会ガバナンスと経済ガバナンスによるアソシエーショナルな社会を構想)。そしてガバナンスは地域でこそ、その有効性が発揮される、と述べている。

3. 日常生活圏域と住民参加および公的な保健福祉サービスの提供のあり方に関して

市町村合併といった基礎自治体が再編されるといった社会変動のある中で、住民の日常的生活圏に生じる公的な課題である保健福祉ニーズに対して、人々の地域参加を

得た課題解決の結果としての保健福祉サービスの提供のあり方を検討して行くには、以上に紹介した都市社会学の論点からは、次のような示唆が得られた。

1) 日常生活圏域をとらえるには、空間アプローチとともに、そこで生活する人々の情報・コミュニケーション・アプローチの2側面からアプローチすることが有効である。

2) この2側面に対して特に都市においては、以下の今日的な社会的な要素を反映させる。

(1) 生活構造・生活問題の個人化

今日の社会では個人主義的な生活意識の形成が進展している。そこには一定の可能性も開けているが、他方で個人の生活の脆弱化も進行している。

(2) 地域社会の多元化・複合社会化

「生活の個人」の進展や電子コミュニティの形成により、地域社会空間における情報・コミュニケーションが多元化してきている。これらに対応するためには多様で重層的なコミュニケーションの「場」や合意形成の「仕組み」を創出する必要がある。

3) 公共的課題とその充足・達成・解決する仕組み

西尾¹⁾が述べているように、地域には個人または個々の家庭の自助(self-help)をもっては充足・達成・解決することのできない公共的課題がある。この公共的課題を充足・達成・解決する仕組みとして以下の3つのシステムがある。

(1) 自発的結社(voluntary associations)

の行動原理・作動原理を典型とする共感・連帯・協働システム

(2) 資本主義経済体制下の市場メカニズムの行動原理・作動原理を典型とする

交換・競争・取引システム

(3) 近代国民国家の統治システムの行動原理・作動原理を典型とする強制・制裁・支配システム

4) 公共空間、公共圏、公共性

公共的課題の解決にあわせ、公共空間と公共圏、公共性の概念整理が求められる。中富⁸⁾はこれらについて次のようにまとめている。

(1) 公共空間とは、特定の問題をめぐる言説が交わされる合意形成の地理的・物理的空間である。

(2) 公共圏とは、その空間及び諸言説が普遍性という質的観点から正当化される場であり、その普遍性ゆえに公共空間の地理的・物理的条件を超えうるものである。但しその区別は相対的なものである。

(3) 公共性とは公共圏でのその価値が承認され正当性をもつものである。

5) 市民的公共性

先に挙げた藤井⁹⁾は市民的公共性の市民的専門性と「市民的」の内実について延べている。

(1) 市民的専門性

① “生活者としての人間”という理念(当事者固有の文脈や自尊心、主体性、自己決定の尊重)

② 信頼関係構築を前提とした「現場の知識」の蓄積(時間の共有、丁寧で継続的な関係性、「聴く」ことの重要性と対人スキル、現場での個人の経験を組織にフィードバックしていく仕組み)

③ 組織内外の諸資源、多様な技能・職能を結集しての問題解決(そこでは、例えば看護師にしても、勤務先の病院とは別様の現場での判断が求められる)

(2) 「市民的」の内実

① “生活者としての人間”という理

念を基盤にした公共性の追求

- ② 社会的連帯を通じての目標達成
- ③ 「公論」を形成しつつ市民社会によって支えられ支持されていること（共感の経済）

地域の住民は個々の活動実践を“開かれた形で”掘り下げていくなかで、それぞれの理念の内実が鍛え上げられ、「下からの市民社会づくり」となると論じている。

【引用文献】

- 1) 西尾勝「分権改革による自治世界形成」西尾勝他編『自治から考える公共性』東京大学出版会、2004年
- 2) 永戸力「流行の振り子—オランダとドイツにおける地方行革を題材に一」『国際文化研修』45号、2004年10月
- 3) 川村研治「『パートナーシップ』事業の現実と課題」『月刊自治研』2004年4月号
- 4) 藤井敦史、「NPO論を超えて—社会的企業論の可能性」都市問題、95-8、2004年8月号
- 5) 渋谷望「新自由主義とNPO/ボランティアの親和性」『都市問題』95-8、2004年8月号
- 6) 富沢賢治『社会的経済セクターの分析』岩波書店、1999年
- 7) 篠田武司「ガバナンスと『市民社会の公共化』：山口定他編『市民社会の公共化』有斐閣、2003年
- 8) 中富公一「戦後憲法体制と沖縄問題」山口定他編『新しい公共性』有斐閣、2003年
- 9) 藤井敦史「NPOにおける市民的公共性の形成」（日本ボランティア学会 2003年大会での報告）

公共性の視点からの日常生活圏域

分担研究者 末永カツ子 仙台市発達相談支援センター長

研究要旨：地域で生活する人々にとっての日常的な生活圏を捉えるには、日常移動する物理的な距離や移動手段とともに、人と交流し共通する関心事について話し合われ協同した活動が展開される公共性のあるコミュニケーション空間でもあることから、地域での生活における公共性について論じた文献を概観し、公共性の視点から捉えられる日常生活圏域とその成立要件について整理した。要件としては、他者の生活への関心、互いに係わり合い自分らしくあろうとする意思、主体的なコミュニケーション、生活上野問題、共通課題の認識、交流等があげられた。

はじめに

地域で生活する人々の生活の範囲は、町内会や自治会や小・中学校区程度の身近な圏域、行政区域としての市町村全域の圏域、さらに市町村を超えた広域的な圏域に分けられる。身近な圏域としての日常生活圏域は、通勤・通学・医療・買物等、日常生活が営まれる地域であり、日常的に用を足す範囲で、日々の基本的な生活を維持していくために日々繰り返され、不可欠な機能をもつ地域のまとまりである。つまり、日常生活圏域とは、徒歩による買物圏域や、子ども達の通学圏域などの小地域単位の地理的な空間である。しかし、一方で、情報化の進展により人々は多様なメディアから情報を得て遠くまで足を延ばし、あるいはITを活用して遠方の人々と仮想空間で交流し、

地縁的な身近な地理的な空間に限定されない知縁による拡大した生活圏域を持つ。

1. 地域生活における公共性

「公共性」について故山川¹は、1999年の日本公共政策学会にて、「社会的共存の秩序がもつ一般的・全体的・共通的・公式的な性格である」と述べている。この考え方には公共政策過程を市民的な合意形成の角度から活性化していく「市民的公共性」の考え方をさらに展開してゆくことが必要という問題意識がある。このような国家的公とは異なる「市民的公共性」を20世紀後半の世界に広めたのはハーバーマスとアーレントである²。ハーバーマス³によると、市民によるコミュニケーションを通じた合意形成の空間である。アーレント⁴によると、人とひととの

網の目の中で他者に見られ、聞かれることによって自分自身の存在を確信できる公的領域である。

地域での生活における「公共性」とは、「他者への関心と配慮し合える人とひととのつながりのあり方」であると考えられる。自分も生活を営みながら近隣の人々の生活にも関心を寄せ合う中で、共通の関心事や課題を意識することによって生まれるつながりであり、協働が導かれるものである。他の人々と共にあり相互に自分らしく生活するために地域の公共性を担うものが協働して排除のない地域社会をつくるオープンな「コミュニケーション」と「活動」とも言えよう⁵。

今日の地域社会は、家族機能の低下や連帯意識の減退が進展している。また、少子高齢化の対応や行財政基盤の強化の必要性から、市町村合併などによる行政単位の拡大が行われ、人々はこれまでの新たな地域でのつながりを再構築することも余儀なくされている。このような情勢の中で、地域生活における「人とひととのつながりのあり方（コミュニケーションと活動）」という公共性の視点から生活圏域を捉えることの意義は大きい。

2. 公共性の視点から日常生活圏域

上記の公共性の視点から捉える日常生活圏域とは、地域住民同士が地域生活に関わる共通の関心事や課題を認識し、これを解決していくために、また、生活の

質を向上させるために、主体的なコミュニケーションと主体的な活動が展開される圏域（場）である。

日常生活圏域における公共性の担い手はもちろん生活者である住民自身である。生来、人は、地域で暮らす生活者として、私（プライベート）性と、公（パブリック）性を合わせもつ存在であり、「私の生き方・価値観」と「公共的役割」を持つ個人である。この個人が他人とつながることで、共通の課題の解決や目標の達成に向け、協働という公共的活動の必要性を認識し、実践することになる。このときに関心はあるがコミュニケーションや活動に参加できない人や情報にアクセスできないでいる人が、孤立したり排除されたりせずに、自分の意志によって参加できるようにエンパワメントされたり情報が共有されることが必要となる。

このように地域住民により日常生活上の関心事や課題に関わる活動が展開されまた、地域の抱える課題を解決していくために社会資源が確保される。さらに、活動に参加する人々が拡大し交流を深めることができる顔の見える関係が成立する圏域が、公共性の視点から捉えられる日常生活圏域と言えよう。

具体的には、地理的空間的エリアとしては、子どもたちが育ち、高齢者や障害者が暮らす場であり、互いの生活が見え配慮し合える範囲である。また、共通の関心事を持つ人と人との関係（ネットワ

ーク) ができるコミュニケーションが可能な範囲である。言い換えるなら、この圏域は地理的な範囲や社会資源といった目に見えるハードなものを基盤としながらも、そこで展開されるコミュニケーションと活動といった見えにくいソフトなものでもある。この両者のある日常生活圏域の中で、人々は課題や目的を共有した交流し合いコミュニケーションすることにより、小グループを形成し、またそれが拡大されたり分割されるなどして、多様なグループを形づくりながら活動を展開していくこととなる。

3. 公共性の視点から捉えた日常生活圏域の成立要件

公共性の視点から日常生活圏域の成立条件を捉えると、以下のような要件をあげることができよう。

- 1) 他人の生活への関心
- 2) 互いに係わり合いながらそれぞれが自分らしくあろうとする意志

参考文献

- 1 山川雄巳「公共性の概念について」日本公共政策学会年報「公共政策」第2号1999
- 2 末永カツ子・平野かよ子・上埜高志「公共性理論についての論考」東北大学院教育学研究科「研究年報」第53集第2号2005年3月 p281—299
- 3 ユルゲン・ハーバーマス「公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探求」細谷貞雄・山田正行訳、第2版、未来社1994
- 4 ハンナ・アレント「人間の条件」志水速雄訳、筑摩書房1994
- 5 末永カツ子・上埜高志「地域保健活動における公共性と公的責任について」東北大学院教育学研究科「研究年報」第52号2004年3月 p363—376

- 3) 主体的なコミュニケーション
- 4) 生活上の問題
- 5) 共通課題の認識
- 6) オープンなコミュニケーション空間
- 7) 交流
- 8) 支援
- 9) 人とひととのネットワーク
- 10) グループ活動
- 11) 協働
- 12) 人権、権利、特性、責任
- 13) 自己決定
- 14) エンパワメント

おわりに

これらの要件は地域で日常的に生活する人々が、コミュニケーションを図りかわり合いを持ち共通する問題を解決しようとする共同活動が生まれる条件であり、住民の自発的な活動や住民参加の要件と考えられる。